

学校いじめ防止基本方針



令和8年4月

蒲郡市立西浦学園

蒲郡市立西浦学園 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。この考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないことに努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

本校では、校訓「愛と創」を実現できるように、「ふるさと西浦を愛し、ともに学び、未来を切り拓く児童生徒の育成」に尽力する。何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係のなかで、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうしたなかで、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

2 いじめ防止対策組織

「学校いじめ防止等対策委員会」（生徒指導・不登校対策委員会を兼ねる）を設置する。いじめの些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込まないよう、組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

校長、副校長、教頭、校務主任、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーで構成し、必要に応じて、学年主任・担任等を加える。1～4年生は月1回、5～9年生は毎週金曜日に開く。

(1) 「学校いじめ防止等対策委員会」の役割

① 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、結果をもとに学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・問題が生じた場合、「いじめ・不登校対策委員会」の指導方針を全教職員に知らせ、指導の徹底を図る。

③ 生徒や保護者に、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校便りや学年・学級通信、ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組みや学校

評価等を発信する。

- ・必要に応じて、児童生徒代表やPTA、地区の総代の意見を取り入れ、方針を改定していく。

④いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
- ・必要に応じて、市教育委員会、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※問題が解消とは、以下の2点が満たさせる状況である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童生徒と保護者の双方と面談し確認する。

3 いじめの防止に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ①児童生徒が主体となって活躍できる学校生活や学習活動の創造を目指し、「居場所づくり」や「絆づくり」に努める。
- ②児童生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進め、全ての児童生徒が全職員や友人との間に信頼関係を育む。
- ③児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ④教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ⑤情報モラル教育を推進し、児童生徒がインターネットサービスの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ①5年生～9年生はセラプラス（年2回）、教育相談（年5回のアンケートと面談）を実施、1年生～4年生は教育相談（年3回のアンケートと面談）を実施し、児童生徒の小さなサインをも見逃さないように努める。
- ②教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③スクールカウンセラーと連絡を密にし、有効なカウンセリングを心がける。
- ④いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けたら「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ②けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。また、謝罪を受け、再び良好な関係ができた場合でも、その後の経過を注意深く観察し、状況を把握するように努める。

- ③いじめへの対応は、個々の教員が一人で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で共有する。
- ④被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ⑤加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行い、今後の成長を支援する。
- ⑥教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑦いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない・生み出さない集団づくりを行う。
- ⑧ネット上でのいじめの対応については必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大な事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 市教育委員会または学校のいずれかが主体となり、いじめ行為の事実関係を調査する。
- (3) 学校主体として事実関係を調査する場合は、「学校いじめ防止等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報提供をする。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価、及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校いじめ防止等対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を4月に保護者へ配布し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) セラプラスアンケート（5～9年生）の結果を十分に把握し、個々にきめ細かい指導を心がける。また、温かみの感じられる学級づくりをする。
- (5) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

チェックリスト（生徒指導の「さしすせそ」保護者対応「かきくけこ」）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> さ…最悪を考え「最悪を想定した対策」
<input type="checkbox"/> し…慎重に「正確な情報と裏付けのある対応」
<input type="checkbox"/> す…素早く「不信感につながらない迅速な対応」
<input type="checkbox"/> せ…誠意をもって「道義的責任を感じ誠意ある対応」
<input type="checkbox"/> そ…組織で対応「普段から組織のできる体制」 | <input type="checkbox"/> か…顔を見て
<input type="checkbox"/> き…共感・うなずき
<input type="checkbox"/> く…繰り返し
<input type="checkbox"/> け…傾聴
<input type="checkbox"/> こ…攻守交代 |
|---|--|

チェックリスト（指導体制）

- いじめ問題の重大性を全職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質，原因，背景，具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ，教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について特定の教員が抱え込んだり，事実を隠したりすることなく，報告・連絡・相談を確実に言い，学校全体で組織的に対応しているか。

チェックリスト（関連機関との連携）

- いじめ問題の解決のため，教育委員会との連携を密にするとともに必要に応じ，家庭相談室，警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を公表し，保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや地域の関係団体等とともに，いじめ問題について協議する機会を設け，いじめの根絶に向けて地域ぐるみで対策を進めているか。

チェックリスト（学級づくり）

- 児童生徒のよき手本となり明るく元気なあいさつをし，折に触れ，一人一人の児童生徒に声かけ（自信をもたせたり，安心したりできる言葉「ほめる・認める」）をするよう心がけているか。
- いじめられたとき，児童生徒が相談しやすい温かい学級づくりを心がけているか。
- 積極的に児童生徒と過ごす時間を設けているか。（給食，長放課，掃除，部活動等）
- 他者と関わる機会を工夫し，それぞれの違いを認め合える学習活動や生活環境の場を設けているか。（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）
- 日記帳や連絡帳，生活自主ノート，会話などを通し，児童生徒や保護者と信頼関係を築いているか。
- 「いじめ・不登校対策委員会」で，自分の学級での問題を報告しているか。また，全校児童の細かな情報交換により，いじめの早期発見・対応に努めているか。
- 学級づくりで悩んだとき，一人で抱え込まずに相談しているか。

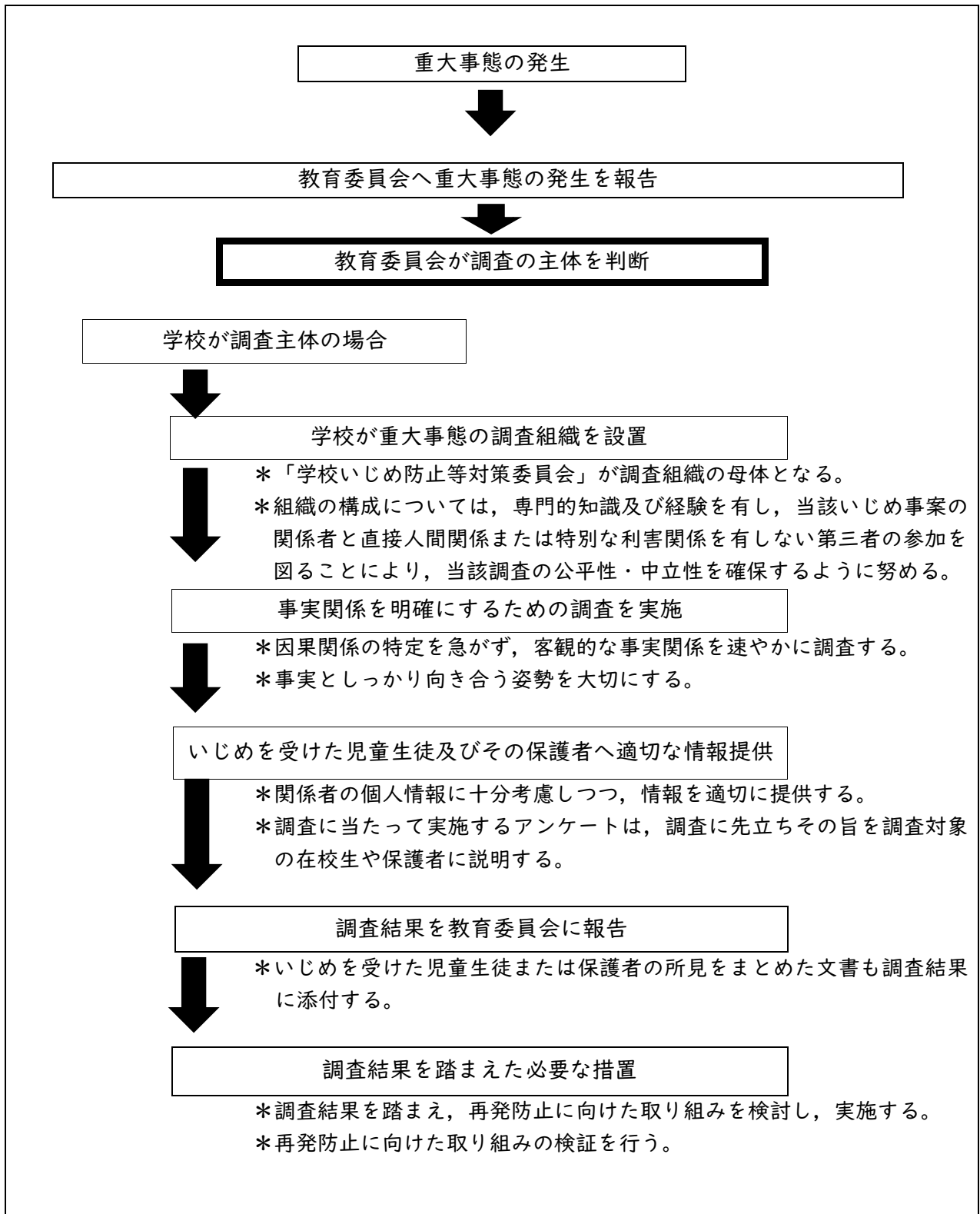
チェックリスト（学級の見直し）

- いじめは絶対許されないという姿勢を，常にぶれることなく示しているか。
- 机の並びや掲示物，教室のごみなどに気を配っているか。
- 日々の学校生活のなかで，人としての善悪を考えさせているか。
- 児童生徒の服装や表情，素振りの変化に気を配っているか。
- 児童生徒の様子が少しでも疑われるときには，忙しくても優先して行動しているか。
- 体験活動などを通し，自分の存在意義を考えさせているか。
- 保護者や地域から情報を得る機会を積極的につくっているか。

チェックリスト「このような学校・学級では いじめが起きにくい」

- 全職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。
- いじめの情報が、すぐにいじめ・不登校対策委員会に報告されている。
- いじめアンケートは、回収して、すぐに目を通してしている。
- 善悪の基準が、しっかりと示されている。
- 担任が学級の人間関係を把握している。(学級の様子・自主ノート等から)
- 学級満足度調査(セラプラス調査等)を行い、学級経営に生かしている。
- 定期的・日常的に個人面談を実施している。
- 部活動より、面談・家庭訪問を優先している。
- 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。
- SCと協働できている。
- 担任が保護者の信頼を得られている。
- 第三者となる生徒が担任等にいじめを相談できる。

<重大事態の対応フロー図>



※ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン平成29年3月文部科学省（令和6年8月改訂）」
「いじめ問題の対応について 令和2年11月10日文部科学省」
「生徒指導提要（改訂版）令和4年12月6日公表」により対応する。